

# 種別外無免許運転に注意！！



平成29年3月12日の道路交通法改正により、車両区分と免許区分が変更されていますが、運転免許を取得した時期によって、運転が可能な範囲が異なり、県内においても現在の普通免許保有者が、貨物車の車両後部に表示されている「最大積載量」のみで運転可能と判断した結果、車両総重量が準中型貨物自動車に該当する、いわゆる種別外無免許運転となった事例が散見されます。

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 免許区分 | 普通自動車(定員10人以下)<br>普通免許<br>Ⓐ最大積載量2000kg未滿<br>Ⓑ車両総重量3500kg未滿     | 準中型自動車(定員10人以下)<br>準中型5t限定免許<br>Ⓐ最大積載量3000kg未滿<br>Ⓑ車両総重量5000kg未滿 | 準中型自動車(定員10人以下)<br>準中型免許<br>Ⓐ最大積載量4500kg未滿<br>Ⓑ車両総重量7500kg未滿 |
|      | 中型自動車(定員10人以下)<br>8t限定中型免許<br>Ⓐ最大積載量5000kg未滿<br>Ⓑ車両総重量8000kg未滿 | 中型自動車(定員11人以上29人以下)<br>中型免許<br>Ⓐ最大積載量6500kg未滿<br>Ⓑ車両総重量11000kg未滿 | 大型自動車(定員30人以上)<br>大型免許<br>Ⓐ最大積載量6500kg以上<br>Ⓑ車両総重量11000kg以上  |



～自分の免許証と照らし合わせ、下記のチェック表を活用し運転が可能かどうか確認しましょう。～

|                  |   |                                   |
|------------------|---|-----------------------------------|
| 保有免許<br>(該当項目に○) | 普通・準中型(5t)・準中型・中型(8t)・中型・大型                 |                                   |
|                  | 最大積載量                                       | 車両総重量                             |
| 車検証記載重量<br>(①)   | (自動車車検証に記載された最大積載量)<br>kg                   | (自動車車検証に記載された車両総重量)<br>kg         |
| 運転可能な重量<br>(②)   | (上欄の免許区分に応じたⒶ最大積載量から1kgを引く)<br>kg           | (上欄の免許区分に応じたⒷ車両総重量から1kgを引く)<br>kg |
| 超過重量             | (①-②の差を記載)<br>kg                            | (①-②の差を記載)<br>kg                  |
| 結果               | ①-②の差がマイナスである → 超過なし<br>①-②の差がプラスである → 超過あり |                                   |
| 判定               | 両方に超過がない                                    | → 運転できます                          |
|                  | 片方に超過がある                                    | → 運転できません                         |
|                  | 両方に超過がある                                    | → 運転できません                         |

種別外無免許運転は、**運転免許の行政処分(取消し)の対象**となります。  
最大積載量、車両総重量の両方を満たしていないと運転する事はできません。  
知らなかったでは済みません。運転をする前に一度確認しましょう。



お問い合わせ 滋賀県警察本部交通部運転免許課  
〒524-0104 守山市木浜町2294番地  
☎077(585)1255 (代表)

